

令和6年3月 市長への投書箱 投書内容と回答(投書者が公開を希望した案件のみ)

受付日	令和6年3月7日	担当所属	土木維持課
受付場所	本庁舎		
件名	市道の側溝蓋設置(再要望)について		
投書内容	<p>前回の「市長への投書箱」において、八木原地区の市道沿いの水路への蓋の設置を要望したところ、即時の設置は難しいとの回答であったが、ボックスカルバートであれば、低予算で設置可能であると伺ったため、蓋の設置について改めて検討をお願いしたい。</p>		
回答の要約	<p>水路内にボックスカルバートを設置するには、農業用水を兼ねた水路であることから、流量を調査し、必要な水路の大きさを検討する必要があるため、即時の対応は難しい状況です。 今後、転落防止対策を含めて自治会と協議を図りながら、対応を検討してまいりたいと考えます。</p>		

受付日	令和6年3月14日	担当所属	環境森林課
受付場所	メール		
件名	害虫駆除について		
投書内容	<p>自宅付近の河川でユスリカが大量発生しており、洗濯物が干すことができずに困っている。アレルギーを発症する可能性があるとの記事もあり、健康被害の心配もある。市では、害虫駆除がスズメバチのみと伺っているが、駆除の対象範囲を広げてもらいたい。</p>		
回答の要約	<p>「スズメバチ」は、毒性の強い毒針を持ち、攻撃性も高いため、巣に近づいただけで人間に危害を及ぼす可能性があります。そのため、市で直接の駆除は行っていないが、専門業者によりスズメバチの巣を駆除した市民に対して、駆除費用の一部を助成しています。</p> <p>「ユスリカ」は、ハエの仲間で毒性や攻撃性はありませんが、家屋や洗濯物に付着する等、一般的に不快害虫とされています。しかしながら、水の汚れの原因である有機物を食べて水の浄化に役立つ働きがあるとされており、水質向上に貢献するという側面もあります。そのため、一方的に殺虫剤等の薬剤で駆除することは、自然の生態系バランスに影響を及ぼす可能性があることから、薬剤の散布等による駆除は行っておりません。</p> <p>「ユスリカ」は、緩やかな河川・水路や土砂の堆積等がある箇所などで発生しますので、市が管理する河川・水路や側溝については、「ユスリカ」の発生を抑制できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。</p>		

受付日	令和6年3月18日	担当所属	教育総務課
受付場所	本庁舎		
件名	通学バスの利用について		
投書内容	<p>通学バスの条例改正により、今までバスに乗っていた子が乗れなくなってしまう。地域によって、通学路が危険なところや鳥獣などの問題もある。距離で一律に決めるのではなく、実情に合わせてバスを利用させてほしい。</p>		
回答の要約	<p>通学バス利用については、子持地区のみ合併時の経過措置が適用されたままとなっており、距離基準(2.5km以上)に満たない児童生徒のバス利用が可能となっていました。このため、市全体の児童・生徒の通学に対する条件を公平にするため、令和6年4月1日から距離基準を統一しました。</p> <p>平成18年2月の6市町村合併後、平成23年に通学バス利用についての協議を行い、運行区間、利用対象地区及び距離基準を定めております。しかしながら、子持地区については、利用対象地区及び距離基準を当分の間、合併前の規定としていたため、子持地区のみが距離基準に満たなくてバスを利用できており、他の地区と異なった状況で現在まで至っておりました。</p> <p>この状況を見直すため、令和5年3月に対象の保護者様宛てに案内文を送付、令和5年8月に保護者説明会を開催、令和5年12月市議会において条例改正の議決を経て、令和6年4月1日から距離基準を統一しました。</p> <p>距離基準を統一したことにより、通学バス以外の通学方法に変わる児童生徒がおりますが、通学路の環境や心身に不安がある子などに対しては、距離基準を満たさずとも保護者からの書面による申し出により、個別に対応しておりますので、御理解ください。</p>		